

兵庫県で危険な盛土等を規制する 新しい法律の運用がはじまります

兵庫県※では、**令和7年4月1日**に『宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)』に基づき『宅地造成等工事規制区域』及び『特定盛土等規制区域』を指定し、盛土規制法の運用を開始します。

※ 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市は、各市が規制区域の指定及び法の運用を行います。

新たな法律の概要

盛土等に伴う災害から人命を守るため危険な盛土等を**スキマなく**規制します。

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼすエリアは、規制区域に指定します。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、**土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず**、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼすエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼすエリア等を指定



規制区域のイメージ

※ **県全域を規制区域**に指定する予定としています。

安全な盛土等の造成

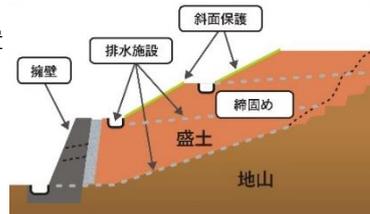
規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

【許可の基準等】

- 安全対策に関する技術的基準に適合
- 工事主の資力・信用、工事施工者の能力
- 土地所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知

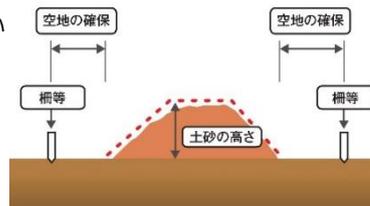
盛土・切土

- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 盛土の締固め
- ✓ 斜面保護 等



土砂の堆積

- ✓ 土砂が流れない地盤勾配
- ✓ 空地の確保 等



安全対策に関する技術的基準(概要)

【報告・検査】

- 施行状況の定期報告(3カ月ごと)
- 中間検査
- 完了検査

盛土等を安全に保つ責務

指定区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等※が常に安全な状態に維持する責務があります。

原因行為者に対しても是正措置等を命じる場合があります。

※土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡された場合は、その時点の土地所有者等に責務が発生

実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分に機能するよう、無許可行為や命令違反に対する懲役刑や罰金の水準が強化されています。(最大で懲役3年以下、罰金1,000万円・法人重科3億円以下)

許可の対象となる盛土等の規模

【土地の形質の変更(盛土・切土)】

赤文字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

例示 ●宅地造成のための盛土等 ●残土処分場における盛土等 ●太陽光発電施設設置のための盛土等

要件	① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

【一時的な土石の堆積】

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

注1) 「特定盛土等規制区域」では、「宅地造成等工事規制区域」で許可が必要な行為を行う場合は届出が必要になります。

注2) 県の条例により「特定盛土等規制区域」における許可の対象となる盛土等の規模を引き下げることができます。

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

- 許可基準への適合
許可基準
 - ✓ 災害防止のための安全基準に適合すること
 - ✓ 工事主が必要な資力・信用を有すること
 - ✓ 工事施工者が必要な能力を有すること
 - ✓ 土地の所有者等全員の同意を得ていること
- 知事の許可
知事は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

④ 工事完了

- 完了検査
安全基準への適合について現地検査

③ 工事着手

- 現場での標識掲出
工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示
 - 定期報告※
工事の施行状況について3か月ごとに報告
 - 中間検査※
工事完了後に確認困難となる工程について検査
- ※ 一定規模以上の盛土等が対象

盛土規制法に関する国の情報

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>

林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>

国土交通省



農林水産省



林野庁



兵庫県 まちづくり部 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館12階

TEL : 078-362-3646 FAX : 078-362-4456

※盛土規制法(旧宅地造成等規制法)については下記HPをご覧ください。

HP : https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd24_000000022.html



兵庫県
Hyogo Prefecture